

くらしウォッチャーだより

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー6・7月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り 新鮮情報

- ☑ 市場で**希少な商品**が入手可能
- ☑ 米やブランド品が**不自然に安い**
- ☑ サイト内の**日本語表記が不自然**
- ☑ 支払い方法が限定されている。振込先の**銀行口座が個人名義**
- ☑ キャンセル、返品、返金**ルール**の記載がない

怪しい通販サイトに ご注意



- ☑ 事業者の**名称、住所、電話番号が明記されていない**
- ☑ 事業者情報をインターネット検索で調べると、無関係の事業者情報など、**嘘**の情報が記載されている
- ☑ 問い合わせ先の**メールアドレスがフリーメール**
- ☑ 問い合わせ先の**電話番号が通じない**

ひとこと助言

不自然に安いのは
怪しいよ

見守るくん

- ブランド品や入手困難な米などが安く買えるなど、通販サイトを見て注文し代金を支払ったのに商品が届かないなどの相談が寄せられています。少しでも怪しいと感じたら利用はやめましょう。
- 被害にあった場合は、すぐにクレジットカード会社や振込先銀行に相談しましょう。併せて最寄りの警察に被害を届け出ましょう。
- 不安なときはお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談下さい（消費者ホットライン188）。海外事業者とのトラブルについては国民生活センター越境消費者センター（<https://www.ccj.kokusen.go.jp/>）でも相談を受け付けています。被害の相談は警察でもできます（警察相談専用電話「#9110」）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第515号（2025年7月3日）発行：独立行政法人国民生活センター

～国民生活センター 見守り新鮮情報より～



6月7月報告 消費生活関連

電話勧誘

- ・「使っていないカメラ・電化製品はないか」と電話があったが断った。
- ・「災害により破損した所があれば点検し保険会社に申請し提携工務店が修理する」と電話があったが、色々質問したところ電話を切られた。
- ・「火災保険の利用で建物の破損している箇所をリフォームできる」と電話があったが「必要ない」と断った。
- ・大手通信会社から、「支払いが未納になっていますので手続きが必要です。」と自動音声ガイダンスが流れたが、契約会社でなかったため電話を切った。
- ・「家族に独身の方はいないか」と電話があったが、「いない」と断った。
- ・1カ月間に、リサイクルや健康食品アンケートなど10件以上の電話があった。
- ・留守電に自動音声で電話料金のアンケートや世論調査の電話があった。
- ・政権についてアンケートの電話が留守電に入っていた。
- ・アンケートのような内容が留守電に入っていた。（内容・社名不明）
- ・「なにか不用品はないか」と電話があったが、すぐに切った。

通信販売・その他

- ・SMSで〇〇カードから、未認証なので至急確認するようメッセージが届いたが無視した。
- ・未払い請求や利用カードの確認メールが多数あった。
- ・BS使い放題、痩せるサプリの迷惑メールが届いた。
- ・国税庁から未納があるので早急に納税するよう、未納の場合、財産を差し押さえるとメールが届いた。国税庁に問い合わせたところ、「未納の連絡はメールでしていない。」と回答があった。

訪問販売

- ・宗教の勧誘で信者が来訪したが、丁寧に断り帰ってもらった。

消費生活相談員からのコメント

電話に出たところ、自動音声ガイダンスが流れたとの報告が複数ありました。昨年末、国民生活センターからも、「2時間後に電話が使えない!？」個人情報聞き出す不審な電話にご注意を!」との注意喚起情報が発表されています。

相談事例では、「2時間後に電話が使えなくなる」という自動音声ガイダンスが流れ、さらに「1番を押してください」とボタン操作を誘導するアナウンスが流れ、1番を押すとオペレーターとつながり、個人情報を聞き出すケースが確認されています。総務省やNTT 東日本およびNTT 西日本から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡することは絶対にありません。

また、国税庁からも、「不審なショートメッセージやメールにご注意ください!」と注意喚起されています。国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールから、国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。また、国税庁、国税局及び税務署では、ショートメッセージやメールにより国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨の案内を送信していません。

ショートメッセージやメールにより国税の納付を求めることや差押えを予告することはありません。

今後も、同様の詐欺には十分注意してください。

6月7月報告食品の品質表示

品目別		月	調査品	表示事項	調査延べ 店舗数	表示状況			
						1回目		2回目	
						有	無	有	無
生鮮食品	農産物	6月	キャベツ	名 称 産 地	20	10	0	10	0
			さくらんぼ		20	10	0	10	0
		7月	トマト		20	10	0	10	0
			桃		20	10	0	10	0
	水産物	6月	魚		20	10	0	10	0
		7月	貝		20	10	0	10	0
	産畜物	6月	豚肉		20	10	0	10	0
		7月	牛肉		20	10	0	10	0
加工食品		6月	かに缶詰	第1 原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	10	10	0		
		7月	パン		10	10	0		

気づいた点

- 菓子パンのアレルゲン表示が読み取りにくかった（他の食品と表示方法が異なっていた）。
- かに缶、アレルゲン表示はあるが、記載文字がとても小さく、読み取りにくかった。
- 7月の値上げは2105品目で前年同月の約5倍。値上げの原因は、原材料価格の高騰、光熱費など生産コストの増加とのこと。国内外の天候不順により、今後も値上げは続くようだ。
- 牛肉は、国産の他に、アメリカ産、オーストラリア産などが陳列されていた。他の店では国産のみ陳列されていた。（同報告2件）
- 外国産の牛肉にはすべてきちんと産地表示があった。
- キャベツは1個100円前後でだいぶ価格が下がってきた（6月の報告）
- さくらんぼは不作で例年より2割ほど高くなっていた。
- さくらんぼは山形産のみ陳列されていた。

コメント

「アレルゲン表示の文字が小さく読み取りにくかった」と報告がありました。JAS法では「150㎍以下のものにあつては、日本工業規格に規定する5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができる」とあり「食品衛生法」でも同様の規定があります。1ポイントは0.35mmなので、5.5ポインは約2mm。小さく限られたスペース内に決められた内容を漏れなく記載する事業者にも苦労があるようですね。小さい文字を確認して下さったウォッチャーの皆さんありがとうございました。（参考：厚生労働省HPより）

編集後記

昨年の同時期、ウォッチャーの皆さんからは「猛暑、豪雨災害の被害が各地で発生。農作物への被害も心配」といった声が寄せられました。昨年だけが特別だったわけではないようです。今年は昨年的高温を上回る記録を更新。地域によっては極端な豪雨、大崎市では極端な水不足と、農作物の生育への影響は避けられ無い状況が続いています。「貴重な食料を無駄にしない」という取り組みは、今後ますます重要になってくるでしょう。大崎市消費生活センターでは8月8日「第1回消費生活講座」が開催され「エシカル消費、消費者被害について」「食品ロスを減らすには何が必要か」といった内容を学びました。

消費者庁によると、日本の食品ロスは年間500万トン、一人当たりに換算すると約40kgにもなり、食品ロスの半分は家庭から排出されているとのこと。この機会に、各家庭で食品ロスを減らす工夫を意識してみましょう。（参考資料：消費者庁発行「計ってみよう家庭での食品ロス」）

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。

消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター（大崎市役所 民生部社会福祉課）
受付：月～金（祝日を除く）午前9時～午後4時
Tel: 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 Fax: 0229-22-9047
E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp
〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号（本庁舎2階）

～令和7年8月8日「第1回消費生活講座」を開催しました～



「エシカル消費、消費者被害について」



「教えて！食品ロスを減らすには何が必要？」

令和7年8月29日 発行